

情報本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	DIH-LS-08003B	
	大臣 承認	平成 年 月 日
	作成	平成20年 2月21日
	改正	令和 3年 1月 2日
		平成27年 2月 5日
作成	情報本部総務部	

1. 総則

1.1 **適用範囲** この仕様書は、情報本部において使用する乗用車(タクシー)の借上について規定する。

2. 借上に関する要求

2.1 借上に関する内容

a) 迅速性、確実的な配車ができるとともに、主な営業範囲は東京都内(島しょ部を除く。)及びその近郊とする。

b) 配車依頼をする際に時間指定ができること。

c) タクシーチケットに使用年月日等必要事項を記入し、乗車時に使用するものとする。

d) タクシーチケットの回収、集計及び支払の請求等ができる事務処理能力を有すること。

e) 乗務員の責に帰すべき理由により交通事故等のため、官側又は第三者若しくは物件に損害等を与えた場合の責任は、契約相手側が負担するものとする。

f) 乗車料金は、関東運輸局長の認可した運賃とし、当該運賃に改定があった場合は、支出負担行為担当官と協議の上、契約単価等の変更を行うことができる。

g) 有料道路料金は官側の負担とし、契約相手方は乗車料金とともに官側に請求するものとする。

h) 契約相手方は迅速かつ正確に共通チケットの回収、集計を行い、1日から末日までに利用されたものを当月分とし取りまとめ、翌月官側に対して支払い請求書を提出するものとする。尚、事務手数料が一切かからないこと。

i) 契約相手方は、官側に当該年度限り有効な共通チケットを作成して提供するものとし、その管理方法は官側に一任するものとする。

j) 官側は、前項により提供された共通チケットに使用年月日等の必要事項を記入し、タクシー利用時にタクシー乗務員へ手交するものとする。

2.2 **借上期間** 令和6年4月1日から令和7年3月31日

3. 品質保証

3.1 **監督及び検査** 監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督、検査実施要領に基づき実施する。

4. その他の指示

4.1 **仕様書に対する疑義** 契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。